

鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

次のように改める。

令和 5 年 1 1 月 2 1 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 5 年鹿沼市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「定める一般廃棄物処理計画は」を「規定する一般廃棄物処理計画として」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（市の責務）

第 3 条 市は、法第 4 条第 1 項及び第 4 項の規定に定めるもののほか、廃棄物の適正な処理を持続可能なものとするため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 環境学習、出前講座等を活用した周知啓発の推進
- (2) 分別収集の徹底及び分別区分の周知啓発の推進
- (3) 排出抑制、再使用及び再生利用の推進
- (4) 食品ロスの削減の推進
- (5) 処理施設の安定的かつ効率的な管理運営

2 市は、法第 6 条の 2 第 1 項の規定により、処理計画に従い、市内の一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生及び再利用（以下「再生等」という。）を含む。以下同じ。）をするとともに、一般廃棄物の減量に関する施策の推進に努めなければならない。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

（市民の責務）

第 4 条 市民は、法第 2 条の 4 に定めるもののほか、再生等、廃棄物の減量その他適正な処理を図るため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 製品を譲り受け、又は購入するときは、当該製品の必要性を十分に検討すること。
- (2) 製品を購入するときは、再生品又は再生等に適したものを選択すること。
- (3) 製品を廃棄物として排出しようとするときは、用途の変更、他人への譲渡等により当該製品の使用を継続することについて、十分な検討を行うこと。
- (4) 廃棄物を排出するときは、処理計画に基づき、第7条に規定する資源物及び廃棄物を適切に分別すること。
- (5) 前号の規定により分別した一般廃棄物を、市長が指定する場所において適正に保管すること。

第4条第2項中「前項の一般廃棄物を保管する場所の指定に係る」を「前項第5号の規定による指定の」に改める。

第5条を次のように改める。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、法第3条に定めるもののほか、再生等、廃棄物の減量その他適正な処理を図るため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 前条第1項(第5号を除く。)に掲げる措置
- (2) 製品の製造について、廃棄物を再生した原料を用いること。
- (3) 製造し、又は販売した製品を自ら回収し、再生し、及び処理すること。
- (4) 消費者に対し、製品を提供する際の容器、包装等の持参を勧奨すること。
- (5) 製品を提供する際の容器、包装等を可能な限り簡易なものとする。

第6条中「(以下「多量排出事業者」という。)」を削る。

第7条中「目的となる一般廃棄物」の次に「として規則で定めるもの」を加え、「専ら物」を「資源物」に、「意志」を「意思」に改める。

第8条中「のうち規則で定めるもの」を「であって次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 粗大ごみ
- (2) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物(以下「特定家庭用機器廃棄物」という。)
- (3) 市長が別に定める処理困難物(以下「処理困難物」という。)
- (4) 犬、猫その他の動物の死体(以下「動物の死体」という。)

第10条中「一般廃棄物の処理」を「一般廃棄物」に改め、「規定による」を削る。

第12条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第1項中「一般廃棄物収集運搬業」を「一般廃棄物の収集又は運搬」に改め、同条第2項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」を「前項の規定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に、「により再生利用されることが確実であると市長が認めた」を

「による再生利用に係る」に、「運搬を業として行う者として」を「運搬を業として行う者の」に、「を受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない」を「について準用する」に改め、同条第3項中「一般廃棄物処分業」を「一般廃棄物の処分」に改め、同条第5項中「第7条第7項」を「第7条第11項」に改める。

第13条第1項中「並びに第2項」を削る。

第14条の見出し中「・許可の取消等」を「及び許可の取消し」に改め、同条第1項中「の期間を定めてその事業の全部又は一部」を「に事業」に改め、同条第2項中「に規定する違反行為に対する処分の基準は」を「の規定による不利益処分の基準及び一般廃棄物収集運搬業者の事業の停止及び許可の取消しに係る手続については」に改める。

第15条第1項中「第12条若しくは」を「第12条第1項若しくは第3項又は」に、「第12条第2項及び第4項の指定を受けた者を除く。」を削り、同条第2項中「なくし」を「亡失し」に改める。

第16条第1項中「なくした」を「亡失した」に改め、同条第2項中「一時」を削る。

第17条第3号中「若しくは第2項」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

1 一般廃棄物

(1) 一般家庭から排出されるもの

ア ごみステーションで保管すべきもの

| 一般廃棄物の種類 | 手数料の額 | 備考 |
|----------|---|---|
| 燃やすごみ | 次に掲げる市が指定するごみ袋の容量及び枚数に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 45リットル（10枚） 300円 (イ) 30リットル（15枚） 300円 (ウ) 20リットル（20枚） 300円 (エ) 10リットル（40枚） 300円 | 市が指定するごみ袋を用いて排出されたものに限る。 ただし、 ^剪 定枝等を除く。 |

| | | |
|---|----|--|
| ごみステーション で保管すべき一般 廃棄物であって燃 やすごみ以外のもの | 無料 | |
|---|----|--|

イ 市が指定する場所に持ち込まれるもの

| 一般廃棄物の種類 | 手数料の額 | 備考 |
|------------------------------|----------------|----------------------|
| 燃やすごみ、資源物、燃やさないごみ、粗大ごみ及び危険ごみ | 10キログラムにつき250円 | 市が指定する計量器で計量したものに限る。 |
| 処理困難物 | 10キログラムにつき300円 | 市が指定する計量器で計量したものに限る。 |
| 特定家庭用機器廃棄物 | 1個につき1,500円 | |
| 動物の死体 | 無料 | 犬、猫等 |

ウ 第8条の規定により市長に運搬を依頼したもの

| 一般廃棄物の種類 | 手数料の額 | 備考 |
|--|--------------|----|
| 燃やすごみ（本市が運搬することについて、市長がやむを得ない事情があると認めたものに限る。） | アの表の燃やすごみと同額 | |
| 資源物及び燃やさないごみ（本市が運搬することについて、市長がやむを得ない事情があると認めたものに限る。） | 無料 | |
| 粗大ごみ | 1個につき500円 | |
| 危険ごみ（本市が | 無料 | |

| | | |
|--------------------------------------|-------------|--|
| 運搬することについて、市長がやむを得ない事情があると認めたものに限る。) | | |
| 処理困難物 | 1個につき2,000円 | |
| 特定家庭用機器廃棄物 | 1個につき2,000円 | |
| 動物の死体 | 1体につき1,400円 | |

(2) 事業活動により排出されるもの

市が指定する場所に持ち込まれるもの

| 一般廃棄物の種類 | 手数料の額 | 備考 |
|---------------------|----------------|--|
| 燃やすごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみ | 10キログラムにつき300円 | 市が指定する計量器で計量したものに限り。ただし、特定家庭用機器廃棄物を除く。 |
| 資源物 | 10キログラムにつき250円 | 市が指定する計量器で計量したものに限り。 |

(3) し尿

| 一般廃棄物の種類 | 手数料の額 | 備考 |
|----------|-------------------|---|
| し尿 | 36リットル(1本)につき400円 | 36リットル未満の端数があるときは、18リットル以上は36リットルとし、18リットル未満は切り捨てる。 |

(4) 浄化槽汚泥

浄化槽清掃業者が市の指定する場所へ投入するもの

| 一般廃棄物の種類 | 手数料の額 | 備考 |
|----------|-----------------|--------------------------|
| 浄化槽汚泥 | 100キログラムにつき250円 | 100キログラム未満は100キログラムとみなす。 |

2 産業廃棄物

市が指定する場所に持ち込まれるもの

| 産業廃棄物の種類 | 手数料の額 | 備考 |
|----------------------|--------------------|------------------------------|
| 産業廃棄物のうち 規則で定めるもの | 10キログラムにつき350 円 | 市が指定する計量 器で計量したもの に限る。 |

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までの間に納付した手数料であって、改正前の条例第8条の規定により市長に運搬を依頼したもののうち、粗大ごみの手数料については、なお従前の例による。